

届出特例有床診療所として一般病床等を設置するための手続きフローチャート

病床設置前

診療所に一般病床等を設置するための届出

次のいずれかに該当する診療所（省令抜粋）

- ① 地域包括ケアシステム構築のために必要な診療所
- ② へき地に設置される診療所
- ③ 小児医療を行う診療所
- ④ 周産期医療を行う診療所
- ⑤ 上記以外で、救急医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

Step 1

知事に事前協議を申込む（取扱要領第3条第1項）

- ・診療所の開設者等は、事前協議申出書等を知事に提出する。
- ・知事は、届出特例有床診療所としての要件が満たされていることと、診療所の運営計画等を確認する。

Step 2

地域医療構想調整会議で協議を行う（取扱要領第3条第3項）

- ・診療所の開設者等は、地域医療構想調整会議において、新たに一般病床等を設置又は増床することについて、国通知で示されている協議事項を参考に協議を行う。
- （「地域医療構想の進め方について」平成30年2月7日付け医政局地域医療計画課長通知）
- ① 届出病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性
- ② 届出病床の機能と当該構想区域の病床機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性
- ③ 届出病床に係る雇用計画や設備整備計画の妥当性等

Step 3

医療計画部会の意見を聞く（取扱要領第3条第2項）

- ・知事は医療計画部会に対し、当該診療所を届出特例有床診療所として認めるか否かについて諮問を行う。

認められる

届出により一般病床等が設置可能

病床設置後

開設者等

知事に定期報告

知事

開設者からの報告を計画部会に報告

報告内容を受け、医療法施行規則の趣旨に著しく適しないと判断した場合

- ① 取扱要領で定める要件に即した運営を行うよう要請
- ② 1年後においても改善が見られない場合、計画部会に報告の上、当該病床の廃止又は削減を求める等必要な指導  
※計画部会開催の時期を考慮し、事後報告によって対応したとしても差し支えない。